

## 〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- 住宅が全半壊などの被災をした方
  - 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
  - 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域※」に関する指示の対象となっている方
  - 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- などが対象。

※平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取り扱いは変わりません。

**お問い合わせ先** 医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口

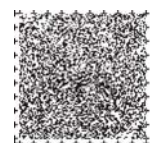
## 2 介護保険料などの減額・免除

→1次補正 275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の保険料の減額・免除、介護サービスの利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除などが受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
  - 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
  - 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
  - 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- などが対象。

**お問い合わせ先** 各市町村役場(P52～56参照)



# 医療・福祉のこと

## 3 障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除

→1次補正 2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の自己負担の減額・免除が受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方などが対象。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場(P52～56参照)

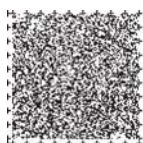
## 仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

### 1 仮設診療所の整備補助

→1次補正 14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 ▶ 都道府県衛生主管部局の担当窓口  
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



## 2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援

→1次補正 98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供する**サービス拠点**を設置しています。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などを行っています。

**お問い合わせ先** ▶ 都道府県民生主管部局の各事業担当窓口  
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)

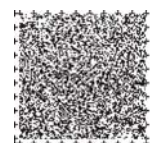


## 3 心と体の健康支援

→3次補正 57億円

- 保健師、管理栄養士などが被災者の仮設住宅などを訪問し、心身の健康状態のチェック、栄養・食生活指導を行います。
- 避難生活からくるストレス・精神保健上の悩みや相談を看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などが仮設住宅や自宅を訪問し、サポートします。

**お問い合わせ先** ▶ 県または市町村



# 医療・福祉のこと

## 医療・保健・福祉サービスなどの復旧・支援を進めています

### 1 施設の復旧・医療提供体制の再構築など

→1次補正 906億円

→3次補正 1,453億円

- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する国の補助を引き上げ、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要な備品などの諸経費を補助しています。
- 地域医療に甚大な被害を受けた地域において、被災3県が策定する医療の復興計画に基づき、医療機関や医療機関相互の情報連携の基盤の整備などによる医療サービスの提供体制の再構築を支援します。
- 東日本大震災で被害を受けた市町村が行う「地域包括ケア」（日常生活圏で医療・介護などのサービスを一体的・継続的に提供）の体制づくりを支援します。
- 東日本大震災で被害を受けた障害福祉サービス事業所が、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、財政支援を行います。

**拡充**

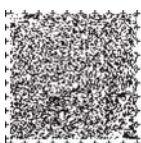
**お問い合わせ先** 医療関係施設、保健衛生施設など

都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設

都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



**2 医療施設などの電力確保支援****→1次補正 119億円**

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであつて、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、自家発電設備の整備を補助しています。

**お問い合わせ先 ▶ 医療関係施設**

**都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口**

**介護関係施設、障害福祉関係施設**

**都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口  
(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)**

**3 医療施設・福祉施設などの復旧のための融資****→1次補正 100億円****→2次補正 40億円**

被災した医療施設・福祉施設などが抱える二重債務問題に対応し、再建を支援するため、(独)福祉医療機構が行う融資について、震災前から抱えていた債務(旧債務)の条件変更や、新たな借入れ(新債務)の貸付条件の緩和を行います。

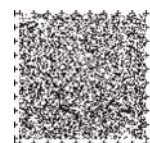
**〈旧債務〉**

- 被災した施設については、返済猶予(5年間以内)や償還期間の延長を行います。
- 再生の見込みがある施設については、さらなる条件変更(償還期間の延長、金利の見直しなど)を行います。

**〈新債務〉**

災害復旧のための融資について、第1次補正予算による緩和措置に加えて、さらに、以下のとおり貸付条件を緩和します。

- 融資枠は1,700億円です。



# 医療・福祉のこと

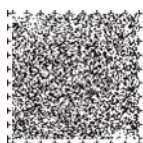
## ■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間(据置期間)	20~39年以内(5年以内)	20~30年以内(5年以内)	20~30年以内(2~3年以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院:病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	(病院:病床不足地域で償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	1.6~2.4%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

(経営資金:主な施設に関するもの)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300~1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年6カ月以内)	3(10)年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年4月13日現在)	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目>通常金利から▲0.9% <8年目以降>通常金利から▲0.8%	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える分は通常金利▲0.9% <6・7年目>通常金利から▲0.9% <8年目以降>通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	80%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%



## ■福祉貸付(社会福祉施設などへの融資条件の優遇)

### (建設資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	担保額を上限(補助金を除く)	担保額を上限(補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間(据置期間)	15~39年以内(2~3年以内)	15~30年以内(2~3年以内)	15~30年以内(2~3年以内)
融資率	100%	100%	75~80%
貸付利率	無利子	無利子	1.6~2.1%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

### (経営資金)

	災害復旧に係る融資		通常の融資
	2次補正による緩和	1次補正による緩和	
貸付限度額	診療(介護)報酬×3カ月	診療(介護)報酬×3カ月	300~1,500万円
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内)	10年以内(2年以内)	5年以内(6カ月以内)
融資率	100%	100%	50~80%
貸付利率	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	<5年間> 無利子 <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	3,000万円まで	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%	1名以上、保証人なしの場合は+0.2%

### お問い合わせ先

**医療貸付:(独)福祉医療機構医療貸付部医療審査課**

☎ 0120-3438-63

FAX 03-3438-0659

**福祉貸付:(独)福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課**

☎ 0120-3438-62

FAX 03-3438-0583

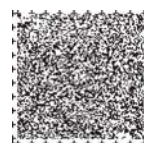
**旧債務に関する相談:(独)福祉医療機構顧客業務部顧客業務課**

☎ 0120-3438-64 (平日 9:00 ~ 19:00 土日祝日 9:00 ~ 17:00)

FAX 03-3438-0248

**(独)福祉医療機構ホームページ**

<http://hp.wam.go.jp>



# 医療・福祉のこと



## 4 生活衛生関係業者などの復旧のための融資

→1次補正 21億円

→3次補正 31億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係業者など<sup>\*</sup>の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資しています。

<sup>\*</sup>飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

### ■東日本大震災復興特別貸付

	現行		拡充		
	災害貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	東日本大震災復興特別貸付		
貸付対象	①直接被害者 ②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	①直接被害者 ②間接被害者 <b>原発被害者も対象</b>	③その他震災の影響を受けた者(計画停電、風評など)	
貸付限度	3,000万円(上乗せ)	5,700万円(別枠)	6,000万円(上乗せ)	5,700万円(別枠)	
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)	設備15年 運転15年(組合など) (3年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 1,000万円以内: 基準利率-0.9% 1,000万円超: 基準利率 (4年以降) 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) <sup>*</sup> 特別利率(G、N、R) (4年以降) 基準利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内 <sup>*</sup> ①基準利率-1.4% ②基準利率-0.9% 3,000万円超 <sup>*</sup> ①基準利率-0.5% ②基準利率 (4年以降) <sup>*</sup> ①基準利率-0.5% ②基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (全期間) 特別利率(G、N、R) G:基準利率-0.2% N:基準利率-0.3% R:基準利率-0.5%	

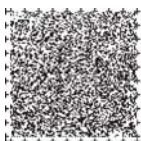
<sup>\*</sup> G:雇用の維持または拡大  
N:売上減少  
R:雇用の維持または拡大+売上減少

<sup>\*</sup> 売上減少などの要件に該当すれば、表示利率より最大0.5%引下げ

### お問い合わせ先 ▶ 日本政策金融公庫

☎0120-154-505 (月～金 9:00～19:00 祝日除く)

☎0120-220-353 (土日祝日 9:00～17:00)





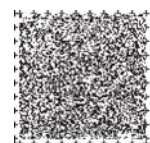
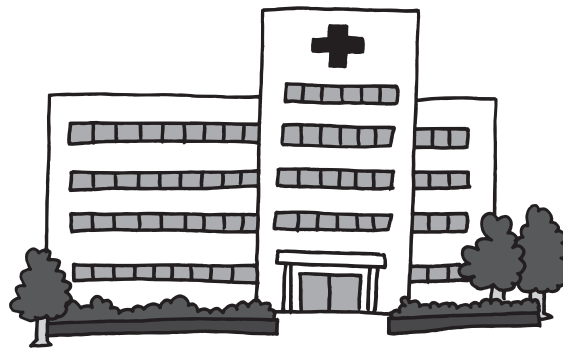


## 5 医療施設などの耐震化などを推進します

→ 3次補正 216億円

- 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院などの耐震化整備などに対して財政支援を行います。

**お問い合わせ先** ▶ 都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口  
 (岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)



# 子育て・教育のこと

## 学校施設などの復旧を支援しています

### 1 被災した公立学校の復旧を進めています

→1次補正 962億円

→3次補正 476億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧に加え、**拡充**  
新築復旧(移転復旧を含む)や大規模補修などの事業を支援しています。

- 約2,400校の公立学校を復旧します。
- 国が復旧経費の2 / 3を補助しています。

### 2 私立学校の復旧を支援しています

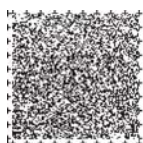
災害復旧 →1次補正 626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援しています。

- 約700校の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。
- 国が復旧経費の1 / 2以内を補助しています。

教育研究活動の復旧 →1次補正 212億円

- 被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助しています。
- 被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。



**無利子・長期低利融資** →1次補正 **226億円**

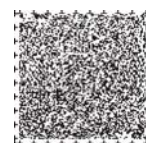
- 被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用および当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の**無利子およびその後の長期低利融資**を実施しています。

**拡充****3****被災した幼稚園の認定こども園としての再開を支援します**→3次補正 **18億円**

- 被災した幼稚園などを設置する地方公共団体、学校法人などが、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開するための施設整備を行う場合に重点的な財政支援を行います。

**拡充****4****子育て支援サービスの再構築  
(保育所などの複合化・多機能化の推進)**→3次補正 **16億円**

- 保育所などの復興に際し、認定こども園や地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政支援を行います。

**お問い合わせ先****都道府県民生主管部局の各施設担当窓口****(岩手県・宮城県・福島県の代表 P52～56参照)**

# 子育て・教育のこと



## 学校施設の耐震化などを推進

→1次補正 **340億円**

→3次補正 **2,048億円**

### 公立学校耐震化及び防災機能強化

- 約4,900棟の耐震化を進めます。
- 国が工事費の一部を補助(1/3~2/3)しています。

### 私立学校等耐震化等

- 私立学校施設などの耐震改修など防災機能を強化するための整備に係る経費の一部を支援します。
- 国が工事費の1/2または1/3を補助します。



## 引き続き子どもの就学支援を実施します

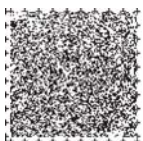
→1次補正 **113億円**

→3次補正 **487億円**

### 幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各市町村または各幼稚園



**小・中学校**

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各市町村または各学校

**高等学校**

震災により就学困難となった生徒に、都道府県が行う奨学金事業を国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各都道府県または各学校

**私立学校**

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置を行う私立学校に補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各都道府県または各学校

**特別支援(幼・小・中・高)**

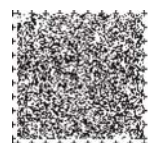
震災により就学困難となった幼児児童生徒に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各都道府県または各特別支援学校

**専修学校・各種学校**

震災により就学困難となった生徒に、授業料など減免措置を行う専修学校・各種学校に補助を行う都道府県に対し、国が補助しています。

**お問い合わせ先** ▶ 各都道府県または各学校



# 子育て・教育のこと

## 被災した大学生などを支援しています

### 1 無利子の奨学金を貸与しています

→1次補正 35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、無利子の奨学金を貸与しています。

お問い合わせ先 ▶ 在学されている各学校の奨学金担当部署



### 2 授業料などを減額・免除しています

→1次補正 41億円

→3次補正 24億円

被災した学生を対象にした授業料などの減額・免除を補助します。

お問い合わせ先 ▶ 在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

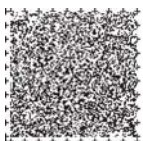


### 3 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に学費などを無利子で貸し付けます

→3次補正 17億円

震災により就学支援が必要となった介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生を対象に、月額5万円および入学時と卒業時に準備金20万円を無利子で貸し付けます。資格取得後、5年間介護などの業務に従事すれば、返還が免除されます。

お問い合わせ先 ▶ 各都道府県・市町村の社会福祉協議会





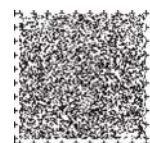
## スクールカウンセラーなどを派遣しています

→1次補正 **30億円**

→3次補正 **4億円**

被災した幼児児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用を国が全額負担し、スクールカウンセラーなどを被災地などの学校に派遣しています。

併せて、被災地の高校生への進路指導・就職支援や特別支援学校などにおいて被災した児童生徒などの学習活動の充実を図るため、費用を国が全額負担し、進路指導員や外部専門家を派遣します。



# 女性の悩みのこと



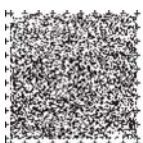
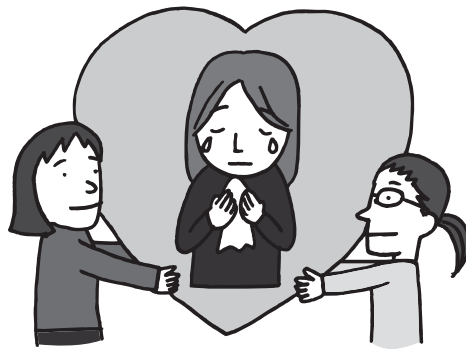
## 女性の悩みにきめ細かく応じる 相談窓口を設けます

→3次補正 2億円

### 〈東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〉

仮設住宅での生活などで女性が抱える様々な不安・悩み・ストレスなどのご相談に、きめ細かく対応するため、岩手県、宮城県、福島県に、臨時の相談窓口を開設します。

- 国は、全国のNPOや男女センターの相談員に対する研修を行い、研修を受けた相談員を被災地に派遣します。
- 電話相談、窓口相談に加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅などを訪問しての相談を行います。





## 既に対応している相談窓口

### ●女性の心のケア ホットライン・いわて

**☎ 0120-240-261** ※無料(10:00~17:00 土日祝含む・年末年始を除く)

実施期間 平成23年5月10日(火)~平成24年2月10日(金)

※内閣府、岩手県、盛岡市、(社)日本助産師会岩手県支部、岩手生活協同組合、NPO法人参画プランニング・いわて(もりおか女性センター)が協力して実施しています。

### ●心の相談 ホットライン・みやぎ

**☎ 0120-933-887** ※無料(月~金 8:30~16:45 祝日除く・年末年始を除く) ※男性相談も実施

実施期間 平成23年9月1日(木)~平成24年2月10日(金)

※内閣府、宮城県、NPO法人ハーティ仙台が協力して実施しています。

### ●配偶者からの暴力:DV相談ナビ

**0570-0-55120** (24時間対応ナビダイヤル ※ご希望により相談窓口で電話をおつなぎします)

※性犯罪の被害や捜査に関するご相談は警察までお問い合わせください。

内閣府男女共同参画局のHPに相談窓口の一覧を掲載しています。

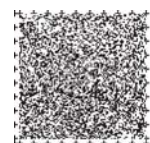
[http://www.gender.go.jp/saigai.html#link\\_madoguchi\\_link](http://www.gender.go.jp/saigai.html#link_madoguchi_link)

※今後新たに設置する窓口の情報も、随時掲載してまいります。

### お問い合わせ先 ▶ 内閣府男女共同参画局

TEL 03-3581-3349(直) (月~金 10:00~16:00 祝日除く)

FAX 03-3592-0408



# がれき・災害廃棄物処理のこと

## 災害廃棄物の処理を進めます

### 1 災害廃棄物の処理を支援しています

→1次補正 3,519億円

→3次補正 3,177億円

地方公共団体が行う災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を最大9割まで引き上げました。



**お問い合わせ先** 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5501-3154 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3593-8263

### 2 廃棄物処理施設の復旧を支援しています

→1次補正 164億円

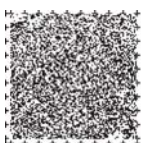
地方公共団体が行うごみ処理施設などの復旧に対する国の補助率を最大9割に引き上げました。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

**お問い合わせ先** 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5501-3154 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-3593-8263





## 被災地の環境モニタリングを強化します

→1次補正 **4億円**

→3次補正 **7億円**

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

また、福島第一原子力発電所事故により放射性物質が環境中に放出されました。

こうした環境汚染の状況を緊急に調査し、復旧・復興活動に役立てます。

- モニタリングの結果は、調査結果が判明したものから順次、**環境省ホームページに掲載**などの方法により公表しています。

### お問い合わせ先 ▶ 環境省水・大気環境局大気環境課(アスベスト関係)

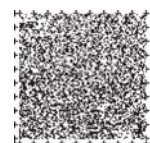
TEL **03-5521-8295** (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3580-7173**

### または同局総務課(アスベスト関係以外)

TEL **03-5521-8288** (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX **03-3580-7173**

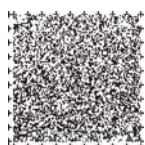


# 県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

## ●岩手県

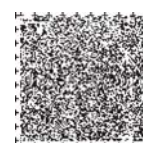
	電話番号	FAX番号
■岩手県	019-651-3111	019-651-4865
盛岡市	019-651-4111	019-622-6211
宮古市	0193-62-2111	0193-63-9114
大船渡市	0192-27-3111	0192-26-4477
花巻市	0198-24-2111 (内線476、472)	0198-24-0259
北上市	0197-64-2111 (内線3595、3596)	0197-63-7023
久慈市	0194-52-2111 (内線611、612)	0194-52-3653
遠野市	0198-62-2111	0198-62-3047
一関市	0191-21-2111	0191-21-2164
陸前高田市	0192-54-2111	0192-54-3888
釜石市	0193-22-2111	0193-22-2686
二戸市	0195-23-3111	0195-25-5160
八幡平市	0195-76-2111	0195-75-0469
奥州市	0197-24-2111	0197-22-2533
雫石町	019-692-2111	019-692-1311
葛巻町	0195-66-2111	0195-66-2101
岩手町	0195-62-2111	0195-62-3104
滝沢村	019-684-2111	019-684-5792
紫波町	019-672-2111	019-672-2311
矢巾町	019-697-2111	019-611-2539
西和賀町	0197-82-2111	0197-82-3111
金ヶ崎町	0197-42-2111	0197-42-2580
平泉町	0191-46-2111	0191-46-5575
住田町	0192-46-2111	0192-46-3515
大槌町	0193-42-2111	0193-42-3855
山田町	0193-82-3111	0193-82-4989
岩泉町	0194-22-2111	0194-22-3562
田野畑村	0194-34-2111	0194-34-2632



普代村	0194-35-2111	0194-35-3017
軽米町	0195-46-2111	0195-46-2335
野田村	0194-78-2111	0194-78-3995
九戸村	0195-42-2111	0195-42-3120
洋野町	0194-65-2111	0194-65-4334
一戸町	0195-33-2111	0195-33-3770

## ●宮城県

	電話番号	FAX番号
■宮城県	022-211-2111	—
仙台市	022-261-1111	022-268-4311
石巻市	0225-95-1111	0225-22-4995
塩竈市	022-364-1111	022-367-3124
気仙沼市	0226-22-6600	0226-24-3566
白石市	0224-25-2111	0224-24-4861
名取市	022-384-2111	022-384-4192
角田市	0224-63-2111	0224-62-4829
多賀城市	022-368-1141	022-368-8104
岩沼市	0223-22-1111	0223-24-0897
登米市	0220-22-2111	0220-22-9164
栗原市	0228-22-1122	0228-22-0313
東松島市	0225-82-1111	0225-82-8143
大崎市	0229-23-2111	0229-24-9595
蔵王町	0224-33-2211	0224-33-4159
七ヶ宿町	0224-37-2111	0224-37-2468
大河原町	0224-53-2111	0224-53-3818
村田町	0224-83-2111	0224-83-5740
柴田町	0224-55-2111	0224-55-4172
川崎町	0224-84-2111	0224-84-6789
丸森町	0224-72-2111	0224-72-1540
亘理町	0223-34-1111	0223-34-7341
山元町	0223-37-1111	0223-37-4144
松島町	022-354-5701	022-354-3140



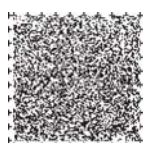
# 県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

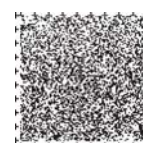
	電話番号	FAX番号
七ヶ浜町	022-357-2111	022-357-5744
利府町	022-767-2111	022-767-2100
大和町	022-345-1111	022-345-4852
大郷町	022-359-3111	022-359-3287
富谷町	022-358-3111	022-358-2259
大衡村	022-345-5111	022-345-4853
色麻町	0229-65-2111	0229-65-2685
加美町	0229-63-3111	0229-63-2037
涌谷町	0229-43-2111	0229-43-2693
美里町	0229-33-2111	0229-33-2402
女川町	0225-54-3131	0225-53-5483
南三陸町	0226-46-2600	0226-46-5348

## ●福島県

	電話番号	FAX番号
■福島県	024-521-1111	—
福島市	024-535-1111	024-536-4370
会津若松市	0242-39-1111	0242-39-1236
郡山市	024-924-2491	024-924-7104
いわき市	0246-22-1111	0246-22-1145
白河市	0248-22-1111	0248-27-2577
須賀川市	0248-75-1111	0248-75-2978
喜多方市	0241-24-5221	0241-25-7073
相馬市	0244-37-2121	0244-35-4196
二本松市	0243-23-1111	0243-22-4479
田村市	0247-81-2111	0247-81-2522
南相馬市	0244-24-5232 0244-22-2111	0244-24-5214
伊達市	024-575-1111	024-575-2570
本宮市	0243-33-1111	0243-34-2724
桑折町	024-582-2111	024-582-2479
国見町	024-585-2111	024-585-2707



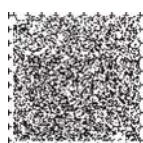
川俣町	024-566-2111	024-566-2438
大玉村	0243-48-3131	0243-48-3137
鏡石町	0248-62-2111	0248-62-6553
天栄村	0248-82-2111	0248-82-2718
下郷町	0241-69-1122	0241-67-3340
檜枝岐村	0241-75-2311	0241-75-2460
只見町	0241-82-5050	0241-82-2117
南会津町	0241-62-6100	0241-62-1288
北塩原村	0241-23-3111	0241-25-7358
西会津町	0241-45-2211	0241-45-4199
磐梯町	0242-74-1221	0242-73-2115
猪苗代町	0242-62-2111	0242-62-2123・5175
会津坂下町	0242-84-1503	0242-83-0349
湯川村	0241-27-8800	0241-27-3760
柳津町	0241-42-2112	0241-42-3470
三島町	0241-48-5511	0241-48-5544
金山町	0241-54-5111	0241-54-2117
昭和村	0241-57-2111	0241-57-3044
会津美里町	0242-55-1122	0242-55-1199
西郷村	0248-25-1111	0248-25-2689
泉崎村	0248-53-2111	0248-53-2958
中島村	0248-52-2111	0248-52-2170
矢吹町	0248-42-2111	0248-42-2587
棚倉町	0247-33-2111	0247-33-3715
矢祭町	0247-46-3131	0247-46-3155
塙町	0247-43-2111	0247-43-2116
鮫川村	0247-49-3111	0247-49-2651
石川町	0247-26-2111	0247-26-0360
玉川村	0247-57-3101	0247-57-3952
平田村	0247-55-3111	0247-55-2452
浅川町	0247-36-4121	0247-36-2895
古殿町	0247-53-3111	0247-53-3154
三春町	0247-62-2111	0247-61-1110
小野町	0247-72-2111	0247-72-3121



# 県・市町村役場連絡先一覧

記載の電話番号は代表または災害対策本部など

	電話番号	FAX番号
広野町	0246-43-1331	0246-43-7725
檜葉町 美里出張所	0242-56-2155	0242-56-2188
檜葉町 いわき出張所	0246-46-2551・2552	0246-46-2553
富岡町 ビッグパレットふくしま	0120-336-466	024-946-1732
川内村 ビッグパレットふくしま	024-946-3375 ・3378・3382・8828 0120-38-2119	024-947-8531
大熊町 会津若松出張所	0242-26-3844	0242-26-3794
双葉町 埼玉支所	0480-73-6880 0120-455-770	0480-73-6926
浪江町 二本松事務所	0243-62-0123	0243-22-4261
葛尾村 三春出張所	0247-61-2850	0247-62-0282
	三春の里出張所	0247-61-2860 0247-62-3966
新地町	0244-62-2111	0244-62-3194
飯館村 飯野出張所	024-562-4200	024-562-2466





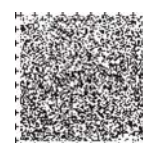
# お問い合わせ先一覧

## ●労働基準監督署

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 盛岡	019-621-5115	019-621-5116
宮古	0193-62-6455	0193-62-6456
釜石	0193-23-0651	0193-23-0653
花巻	0198-23-5231	0198-23-5233
一関	0191-23-4125	0191-23-4126
大船渡	0192-26-5231	0192-26-5232
二戸	0195-23-4131	0195-23-4132
〈宮城県〉 仙台	022-299-9071	022-299-9078
石巻	0225-22-3365	0225-22-3368
石巻(気仙沼臨時窓口)	0226-25-6921	0226-22-7662
古川	0229-22-2112	0229-23-7968
大河原	0224-53-2154	0224-53-2188
瀬峰	0228-38-3131	0228-38-3132
〈福島県〉 福島	024-536-4610	024-536-4614
郡山	024-922-1370	024-922-1487
いわき	0246-23-2255	0246-25-1097
会津	0242-26-6494	0242-26-6496
白河	0248-24-1391	0248-24-1393
須賀川	0248-75-3519	0248-75-3520
会津(喜多方)	0241-22-4211	0241-22-4212
相馬	0244-36-4175	0244-36-4176
富岡	0246-35-0050	0246-22-1230

## ●労働局

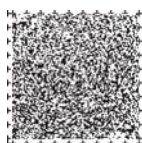
	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉 岩手労働局	019-604-3001(代)	019-604-1531
〈宮城県〉 宮城労働局	022-299-8833(代)	022-299-8846
〈福島県〉 福島労働局	024-536-4600(代)	024-535-6595



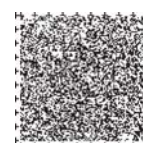
# お問い合わせ先一覧

## ●ハローワーク

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
盛岡	019-651-8811	019-654-9305
沼宮内	0195-62-2139	0195-62-1312
釜石	0193-23-8609	0193-23-1572
遠野	0198-62-2842	0198-62-1079
宮古	0193-63-8609	0193-62-2267
花巻	0198-23-5118	0198-22-5477
一関	0191-23-4135	0191-26-3418
水沢	0197-24-8609	0197-22-3807
北上	0197-63-3314	0197-63-7734
大船渡	0192-27-4165	0192-27-0134
二戸	0195-23-3341	0195-25-4782
久慈	0194-53-3374	0194-53-6174
盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609	019-653-8608
〈宮城県〉		
仙台	022-299-8811	022-299-8830
大和	022-345-2350	022-345-0596
石巻	0225-95-0158	0225-22-2442
石巻(立町臨時庁舎)		
職業相談コーナー	0225-21-5390	0225-94-9501
高卒(予定)者相談コーナー	0225-21-5391	0225-94-9540
塩釜	022-362-3361	022-362-1531
古川	0229-22-2305	0229-22-2353
大河原	0224-53-1042	0224-52-3989
白石	0224-25-3107	0224-25-8977
築館	0228-22-2531	0228-22-6892
迫	0220-22-8609	0220-22-9579
気仙沼	0226-41-6720	0226-22-9241
仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055	022-726-8058
〈福島県〉		
福島	024-534-4121	024-534-0423



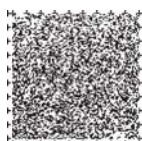
平	0246-23-1421	0246-22-1088
磐城	0246-54-6666	0246-54-6667
勿来	0246-63-3171	0246-77-0165
会津若松	0242-26-3333	0242-38-2332
南会津	0241-62-1101	0241-63-1056
喜多方	0241-22-4111	0241-22-3881
郡山	024-942-8609	024-941-1940
白河	0248-24-1256	0248-23-4749
須賀川	0248-76-8609	0248-75-4930
相双	0244-24-3531	0244-24-3532
相馬	0244-36-0211	0244-37-2376
富岡(ハローワーク平に併設)	0246-24-3055	0246-22-1088
二本松	0243-23-0343	0243-62-2737
福島新卒応援ハローワーク	024-534-0466	024-534-0441



# お問い合わせ先一覧

## ●年金事務所

	電話番号	FAX番号
〈岩手県〉		
一関年金事務所	00191-23-4246(代)	0191-31-1229
二戸年金事務所	0195-23-4111(代)	0195-23-8829
花巻年金事務所	0198-23-3351(代)	0198-24-1929
宮古年金事務所	0193-62-1963(代)	0193-64-0029
盛岡年金事務所	019-623-6211(代)	019-622-3329
〈宮城県〉		
石巻年金事務所	0225-22-5115(代)	0225-93-8529
大河原年金事務所	0224-51-3112(代)	0224-51-3117
仙台北年金事務所	022-224-0892(代)	022-728-9129
仙台東年金事務所	022-257-6112(代)	022-257-6125
仙台南年金事務所	022-246-5117(代)	022-304-1729
古川年金事務所	0229-23-1200(代)	0229-23-2729
〈福島県〉		
会津若松年金事務所	0242-27-5321(代)	0242-27-4429
郡山年金事務所	024-932-3434(代)	024-938-4429
白川年金事務所	0248-27-4161(代)	0248-27-4129
相馬年金事務所	0244-36-5172(代)	0244-36-1229
平年金事務所	0246-23-5611(代)	0246-25-0729
東北福島年金事務所	024-535-0141(代)	024-535-3529





# 第3次補正予算における新規・拡充項目

## 東電福島原子力発電所事故のこと

- 新 学校給食の食材を検査します…10

## お金のこと

- 拡 災害援護資金などが無利子で借り入れできます…14

## 住まいのこと

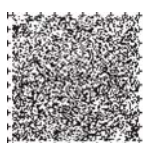
- 拡 自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります…19
- 拡 倒壊、流失などした建物の滅失登記に係る手続きの負担を軽減します…21

## しごとのこと

- 拡 雇用創造のための事業を拡充しました…22
- 新 被災地での本格的な雇用の復興を図ります…23
- 拡 就職支援を行っています…25
- 拡 職業能力開発を支援しています…28
- 拡 ハローワークの窓口を充実させます…29
- 拡 賃金不払や労災保険のお悩みをご相談下さい…30

## 年金のこと

- 拡 国民年金の保険料が免除されています…31
- 拡 厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています…31



●新 = 新規項目

●拡 = 拡充項目

## 医療・福祉のこと

- 新 心と体の健康支援…35
- 拡 施設の復旧・医療提供体制の再構築など…36
- 拡 生活衛生関係業者などの復旧のための融資…40
- 拡 医療施設などの耐震化などを推進します…41

## 子育て・教育のこと

- 拡 被災した公立学校の復旧を進めています…42
- 拡 被災した幼稚園の認定こども園としての再開を支援します…43
- 拡 子育て支援サービスの再構築…43
- 拡 学校施設の耐震化などを推進…44
- 拡 引き続き子どもの就学支援を実施します…44
- 拡 授業料などを減額・免除しています…46
- 拡 介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に学費などを無利子で貸し付けます…46
- 拡 スクールカウンセラーを派遣しています…47

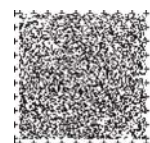
## 女性の悩みのこと

- 拡 女性の悩みにきめ細かく応じる相談窓口を設けます…48

## がれき・災害廃棄物処理のこと

- 拡 災害廃棄物の処理を支援しています…50
- 拡 被災地の環境モニタリングを強化します…51

※「拡充」は、既にある政策について、予算の増額、対象の拡大、適用期間の延長などを行ったものです。





政府広報